

現況届の提出をお忘れなく

児童扶養手当についてのご案内

●児童扶養手当とは

18歳になってから最初の3月31日までの児童または、20歳未満で障がいの状態にある児童を扶養している母子、父子家庭などで、一定の条件を満たした人に支給する手当です。

対象 下記のいずれかに該当する児童を養育している父、母または養育者

- ①父母が婚姻を解消
- ②父もしくは母が死亡（遺族年金を受けられないとき）
- ③父もしくは母が重度の障がいをもつ
- ④父もしくは母の生死が3カ月以上不明
- ⑤父もしくは母が児童と同居せず扶養義務、監護義務を全く放棄している状態が一年以上継続
- ⑥DV防止法の規定による命令（保護命令）を受けている
- ⑦父もしくは母が1年以上拘禁
- ⑧婚姻によらないで出生

支給額 父、母、または養育者、および同居の扶養親族の所得に応じて決定。

▶児童1人目：(1)全部支給…月額41,020円(2)一部支給…月額41,010円～9,680円までの間の10円きざみの額▶児童2人目：5,000円▶3人目以降：1人につき3,000円が手当額に加算※なお父、母、また

は養育者、および同居の扶養親族の所得が、限度額を超えた場合は、支給額は0円となります。

●現況届の提出をお忘れなく

現在、児童扶養手当を受給している人や受給資格のある人には、8月上旬に現況届に関する案内通知を送りますので、なるべく集中受付期間中に手続きをしてください。

集中受付期間 ▶8月8日(金)・12日(火)～14日(休)午前9

時～正午、午後1時～5時▶9日(土)午前9時～正午

集中受付会場 市役所本館第2会議室※9日のみ市役所本館2階子育て支援課

上記期間中に都合がつかない場合は、8月29日(金)までに、子育て支援課の窓口で手続きしてください。現況届を提出しないと、受給資格があっても手当は支給されません。

児童扶養手当を振り込みます

対象 6月末現在の受給者

振込日 8月8日(金)

対象期間 4月分から7月分まで

問合せ 子育て支援課 (☎983-2712)

対象となる人には案内通知を送ります

子ども医療費受給者証の更新について

子ども医療費受給者証を更新します

子ども医療費受給者証が10月1日(休)付けで更新となります。対象となる人には、8月中旬に案内通知を送りますので、更新申請を行ってください。

更新対象 中学校3年生以下の子どもをもつ保護者で、児童手当の記録などで必要事項が確認できない人※必要事項が確認できる人は、受給者証を自動更新し、新しい受給者証を9月下旬までに発送します。

持ち物 ▶印鑑（スタンプ式は不可）▶対象者に郵送される「子ども医療費受給者証交付申請書」（記入して持参）▶子どもおよび主な生計維持者が記載されている健康保険証のコピー（保険証は必ずコピーしたもの、子どもと主な生計維持者の保険証が異なる場合は両方のコピー）▶平成26年1月1日現在の住所が三島市になかった人は、主な生計維持者の

「平成26年度所得（課税）証明書」が必要（平成26年1月1日に居住していた市町村で取得）※郵送での受け付けも可能。

集中受付期間 8月18日(月)～23日(土)午前8時30分～午後5時15分※23日(土)は午前9時～正午

※期間後も随時受け付けしますが、受給者証の交付が10月1日以降になる場合があります。

受付場所・問合せ 市役所本館2階子育て支援課 (☎983-2712)

子育てコンシェルジュが毎月ボイス・キューで生放送

4月から『ぬくもり・ひだまり・こどものまわり』の番組の中で子育てワンポイントアドバイスをボイス・キュー（FM77.7MHz）で放送中です。

とき 毎月第2水曜日午後0時45分～53分

内容 季節に応じた育児、悩みなどへの対応

皆さんの保険料によって支えられています

平成26年度後期高齢者医療制度の保険料について

平成26年度の後期高齢者医療保険料は、平成25年中の所得に基づき、8月に決定します。保険料は個人単位で計算し、均等割額と所得割額の合計となります。（限度額：57万円）



保険料の軽減について

所得が一定基準以下の人は、世帯の所得に応じて次のとおり軽減されます。

〈均等割額〉

世帯主およびすべての被保険者の総所得金額等の合計	軽減の割合
(33万円+45万円×世帯の被保険者数) 以下のとき	2割
(33万円+24万5千円×世帯の被保険者数) 以下のとき	5割
33万円以下のとき	8.5割
かつ、同じ世帯の被保険者全員が年金収入80万円以下で、 その他各種所得がない場合	9割

〈所得割額〉

(被保険者本人の所得－33万円)の額	軽減の割合
58万円以下	5割

また、後期高齢者医療保険に入る前に社会保険（健康保険組合や共済組合など）の被扶養者となっていた人は後期高齢者医療保険に加入してから当分の間、前年の所得の有無にかかわらず、均等割額が9割軽減され、所得割額はかかりません。※これまで国民健康保険を使っていた人は、この軽減措置には該当しません。

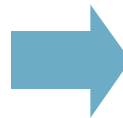
保険料の納め方

保険料の納付方法は、法令により原則として年金（年額18万円以上の人）からの差し引き（特別徴収）となります。対象の年金額^(注)が年額18万円未満の人や、介護保険料が三島市で特別徴収されていない人、介護保険料との合算額が年金額^(注)の2分の1を超える人は、納付書や口座振替などにより納めます。（普通徴収）

以下のすべてに該当する。

- ①年金額^(注)が年額18万円以上
- ②介護保険料が三島市で特別徴収されている
- ③介護保険料との合計が年金額^(注)の2分の1以下

はい



特別徴収

年6回の公的年金支給日に保険料が差し引かれます。※前年度中に特別徴収が止まった人や、今年の2月以降に三島市で資格を取得した人は特別徴収が始まるまでの間は普通徴収となります。

いいえ



普通徴収 納付書や口座振替などで納めます。

※1年間の保険料を、毎年8月から3月までの8回に分けて納めます。※これまで国民健康保険税を口座振替で納付していた人でも、改めて後期高齢者医療保険料での口座登録が必要となります。

※前年度と納付方法が変わる場合がありますので、8月中旬に届く通知書で必ず納付方法を確認してください。

(注) 複数の年金を受給されている人は、優先される年金で判定されます。

問合せ 保険年金課 (☎983-2710)